

登別市児童、生徒文化振興助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校（以下「学校等」という。）に通う市内に居住する児童及び生徒又は市内の学校等に通う児童及び生徒が国際大会、全国大会及び北海道大会に出場する場合に要する経費について、その一部を助成し、もって父母等の経費負担の軽減と、児童及び生徒の文化の振興を図ることを目的とする。

(助成対象大会)

第2条 助成の対象となる大会（以下「助成対象大会」という。）は、次の各号に掲げる団体が主催又は共催する国際大会、全国大会及び北海道大会とする。ただし、胆振管内で開催される大会を除く。

- (1) 全国高等学校文化連盟
- (2) 北海道高等学校文化連盟
- (3) 全国中学校文化連盟
- (4) 北海道中学校文化連盟
- (5) 前各号に定めるものの他、市長が特に認めた団体

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者であって助成対象大会に参加するものとする。

- (1) 市内に居住する児童及び生徒
- (2) 市内の学校等に通う児童及び生徒
- (3) 市内の学校等に勤務又は市内に居住する者であって、前2号の保護者若しくは指導者等（以下「引率者」という。）

(助成対象者の制限)

第4条 助成対象者とすることができる人数の上限は、助成対象大会の主催者が定める要項で定められている出場者としての登録可能人数及び引率者1名とする。

- 2 1つの学校等又は文化団体、若しくは大会参加に際し同一の旅程で行動を共にする個人の集団から複数人が同一大会に参加する場合は、1団体による出場とみなす。この場合、引率者は1名とする。
- 3 複数の学校等、若しくは文化団体が合同で助成対象大会に出場する場合は、1団体による出場とみなす。（以下、合同団体という。）ただし、引率者は、学校等又は文化団体ごとに1名とする。

(助成金)

第5条 助成対象者に対し交付する助成金（以下「助成金」という。）の額は、別表に定める額とする。

- 2 別表により算出した助成金の総額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を助成金とする。

(助成申請)

第6条 前条の助成金の交付を受けようとする者(引率者、文化団体で出場する場合にあっては団体の代表者。第4条第3項に規定する合同団体にあっては、構成する学校等及び文化団体の代表者又は合同団体の代表者。以下「申請者」という。)は、大会開催日初日の1週間前までに、助成金交付申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、助成金交付申請書の提出を受けたときは、助成金の交付の可否を速やかに審査し、助成金交付決定通知書(別記様式第2号)又は、助成金不交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の申請内容に変更があった場合は、直ちに助成金変更交付申請書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により、申請者から助成金変更交付申請書の提出を受けたときは、関係書類を審査し、変更が適当であると認めるときは、助成金変更交付決定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(取消し及び返還)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消し、又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 申請内容に虚偽の記載があるとき。
- (2) この訓令又は交付決定の条件に違反したとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(報告)

第9条 第7条の規定により助成金の交付を受けた者は、助成対象大会の終了後30日以内に大会実績報告書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を決定し、助成金確定通知書(別記様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則(平成26年訓令第22号)

この訓令は、平成26年9月1日から施行する。

附 則(令和2年訓令第19号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	助成金交付基準
国際大会 全国大会	助成対象経費の5分の1以内の額とする。ただし、1人50,000円を上限とする。 ただし、北海道内で行われる国際大会及び全国大会は、北海道大会の助成金交付基準に準ずる。
北海道大会	1人3,000円（胆振管内で開催されるものを除く。） ※国又は他の地方公共団体、法人その他団体等から助成を受けている場合は、助成対象となりません。

備考

- 1 助成対象経費は、公共交通機関を利用した場合の交通費、燃料費（車両運転に伴うものに限る。）、使用料及び賃借料（高速道路通行料、貸切バス又はレンタカー（貸し自動車）の借上に伴うものに限る。）及び宿泊費とする。ただし、国又は他の地方公共団体、法人その他団体等から助成を受けることができる場合の助成対象経費は、当該助成を受けることができる額を控除した額とする。
- 2 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により算定した額とする。ただし、複数の公共交通機関を利用した場合は、利用した公共交通機関のうち最も運賃の高いものに限り助成の対象とする。
- 3 宿泊費は、1泊8,000円を上限とし、5泊を限度とする。ただし、1泊8,000円を下回る場合は、実費相当額を宿泊費とする。
- 4 交通費が宿泊費と一体のもの（旅行パック料金等）は、助成対象者1人あたりの旅行パック料金等に助成対象者の人数を乗じて得た額を助成対象経費とする。

年 月 日

年度 登別市児童生徒文化振興助成金交付申請書

登別市長 様

住 所
 (所属団体名：)
 申請者 氏名 印
 (連絡先 Tel)

登別市児童生徒文化振興助成金交付要綱第6条の規定により申請します。

大会出場計画				
大会の名称				
大会の主催者				
大会の開催地	会場名			
	住所			
大会の期間	自 年 月 日 () ~ 至 年 月 日 ()			
構成団体数 (合同団体の場合記入)	団体			
出場人数内訳		出場者	引率者	計
	実出場者等人数	名	名	名
	助成対象人数	名	名	名
備考				
国又は他の地方公共団体、法人その他団体等から助成を受けていません。				<input type="checkbox"/> はい

※添付書類 1 開催要項等 2 出場者名簿（出場者の住所及び学校等名を明記したもの）
 3 収支予算書

年度 登別市児童生徒文化振興助成金交付決定通知書

申請者 住 所
所属団体名
氏 名 様

登別市長 印

年 月 日付けで申請のありました標記助成金について、登別市児童生徒文化振興助成金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。ただし、次の条件を守らなければなりません。

記

- 1 助成金の額は、次のとおりとします。
交付決定額 _____ 円
- 2 この助成金は、本目的以外には使用してはなりません。
- 3 申請の内容に変更を必要とする事由が生じたときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。ただし、助成金額に変わりがなく軽易な変更の場合は、その限りではありません。
- 4 大会が期間内に完了する見込みのない場合又は大会の開催が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 5 この助成金に関する収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備保管しておかなければなりません。
- 6 大会終了後30日以内に大会実績報告書及び収支決算書を提出してください。
- 7 前項の内容及び大会の成績とその結果並びに出納の状況を監査することがありますが、これを拒むことができません。
- 8 前項の条件に違反し、又は予算に対して支出額が著しく減少した場合は、助成金を減額し、又は取り消すことがあります。この場合、すでに助成しました金額の一部又は全額の返還を命ずることがあります。
- 9 この交付決定通知書により、助成金の請求をするときは、本書の謄本を添付してください。

別記様式第3号（第7条関係）

登 第 号
年 月 日

年度 登別市児童生徒文化振興助成金不交付決定通知書

申請者 住 所
所属団体名
氏 名 様

登別市長 印

年 月 日付で申請のありました登別市児童生徒文化振興助成金について、登別市児童生徒文化振興助成金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

記

助成金不交付の理由

別記様式第4号（第7条関係）

年 月 日

年度 登別市児童生徒文化振興助成金変更交付申請書

登別市長 様

申請者 住 所

(所属団体名 :)

申請者 氏名 印

(連絡先 TEL)

年 月 日付け、登 第 号により交付決定を受けた標記助成金について、申請内容を次のとおり変更します。

記

- 1 大会名
- 2 変更内容
- 3 変更理由

別記様式第5号（第7条関係）

登 第 号
年 月 日

年度 登別市児童生徒文化振興助成金変更交付決定通知書

申請者 住 所
所属団体名
氏 名 様

登別市長 印

年 月 日付け、登 第 号で交付を決定いたしました標記助成金について、
登別市児童生徒文化振興助成金交付要綱第7条第3項の規定により、次のとおり変更しましたの
で通知します。

記

助成金の額を 円から 円に変更します。

年度 登別市児童生徒文化振興助成金大会実績報告書

登別市長 様

住 所

（所属団体名： ）

申請者 氏名 印

（連絡先 TEL ）

年 月 日付け、登 第 号で交付を受けた助成金について、大会が終了しましたので登別市児童生徒文化振興助成金交付要綱第9条の規定により報告いたします。

大会の名称				
大会の主催者				
大会の開催地	会場名			
	住所			
大会の期間	自 年 月 日（ ）～至 年 月 日（ ）			
構成団体数 （合同団体の場合記入）	団体			
出場人数内訳		出場者	引率者	計
	実出場者等人数	名	名	名
	助成対象人数	名	名	名
大会の結果				
備考				

※添付書類 1 出場者名簿（出場者の住所及び学校等名を明記したもの） 2 収支決算書

別記様式第7号（第10条関係）

登 第 号
年 月 日

年度 登別市児童生徒文化振興助成金確定通知書

申請者 住 所
所属団体名
氏 名 様

登別市長 印

年 月 日付け、登 第 号で交付(変更交付)の決定をいたしました標記助成金について、登別市児童生徒文化振興助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり確定しましたので通知します。

記

助成金の確定額は、次のとおりとします。

確定額 _____ 円